

議案第143号

債権の放棄(農業集落排水施設使用料)について

次のとおり債権の放棄をしたいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本会議の議決を求める。

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 債権の名称 | 農業集落排水施設使用料 |
| 2 | 金額 | 一金58,955円 |
| 3 | 債務者 | 琴浦町在住
平成24年8月23日 使用開始 |
| 4 | 債権放棄理由 | 債務者の破産手続により、免責決定となり、債権の請求ができなくなったため、債権の放棄をする。 |

平成30年12月7日 提出

琴浦町長 小松弘明

平成30年 月 日

琴浦町議会議長 小椋正和